

特定間伐等促進計画

新潟県 田上町
令和3年6月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、31,330ha(年平均3,133ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や当町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で72ha(年平均7.2ha)の間伐を行うことを、当町特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講すべき区域の基準に従い、当町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25,000地勢図相当又は1/5,000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方即して、特定間伐等を実施することが適當と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1)間伐

間伐実施主体	事業実施年度	所在場所			間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号又は林小班名	交付金希望	備考	
		字(大字)又は林班	地番又は小班	施業番号	枝番	面積(ha)	樹種	林相	林齡	立木材積(m ³)	間伐の方法	間伐立木材積(m ³)	間伐率(材積率)			
南蒲原森林組合	R4～R9	田上10	2			4.80	杉	単層	25～52	2,275	定性	680	%30	10-2		荒手沢
南蒲原森林組合	R4～R9	田上12	1			3.50	杉	単層	30～55	2,142	定性	640	%30			二ノ沢
南蒲原森林組合	R4～R9	田上14	甲8971	3	1～2	0.80	スギ	単層	52	525	定性	160	%30	14-1		又沢
南蒲原森林組合	R4～R9	田上14	甲9031	15	2～5	1.40	スギ	単層	25～56	580	定性	175	%30	14-1		又沢
南蒲原森林組合	R4～R9	田上15	1			1.00	スギ	単層	35～56	571	定性	170	%30	15-1		一ノ沢
南蒲原森林組合	R4～R9	羽生田23	3			2.90	スギ	単層	38～56	1,447	定性	435	%30	23-3		内山
南蒲原森林組合	R4～R9	羽生田23	3			0.60	その他針	単層	36～54	235	定性	70	%30	23-3		内山
南蒲原森林組合	R4～R12					15.00				7,775		2,330	%30			
合計																

*枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

*間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

*間伐の方法には、間伐は「定性」「列状」等を、除伐等は「不良木の除去」、備考欄に「除伐等」を記載する。

(2) 造林

事業 実施 主体	事業 実施 年度	所在場所				造林の内容							対図 番号 又は 林小 班名	交付金 希望	備考		
		字 (大字) 又は 林班	地番 又は 林小班	施業 番号	枝番	造林 面積 (ha)	うち人工造林				うち天然更新						
							植栽 面積 (ha)	植栽 時期	植栽 樹種	植栽 本数	天然 更新 面積 (ha)	天然 更新 時期	天然 更新 樹種				
合計						ha	ha				ha						

※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る当該事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業 実施 主体	事業 実施 年度	内 容	交付金 希望	備考

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載する。

(4) 作業路網

事業 実施 主体	事業 実施 年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容			対図 番号 又は 林小 班名	交付 金 希望	備 考
		字 (大字) 又は 林班	地番 又は 林小班	施業 番号	枝番	字 (大字) 又は 林班	地番 又は 林小班	施業 番号	枝番		路線 の 種類	開設 延長 (m)	幅員 (全幅)			
合計												m				

(5) その他施設

事業実 施主体	事業実 施年度	所在場所				施設名	数 量	対図 番号 又は 林小 班名	交付金 希望	備 考
		字 (大字) 又は 林班	地番 又は 林小班	施業 番号	枝番					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1／25,000 地勢図相当の図面又は 1／5,000 森林基本図に図示)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小班名を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

当町の保育施業の大半は森林組合への委託となっていることなどをふまえ、林業を専業としない森林所有者及び不在森林所有者の多い地域にあっては、森林所有者に代わって意欲と実行力ある林業事業体が主体的・継続的に森林経営を行えるよう、森林経営の受委託を促進し間伐等の森林施業の推進を図る。

特に木材生産林の区域内にあっては、将来的に全域での森林経営計画作成に努める。

また、森林経営の受委託が行われる際には、森林が面的に持続可能な状態で維持されるよう、人工林のみならず天然林も一体として保全・管理する契約内容とすることを推奨する。

さらに、森林施業の長期見通しの策定により事業量の平準化を図り、雇用の安定化と冬期間の就業機会の創造により通年雇用の確保により林業を安心して働ける産業とし、今までの林業に対する意識改善を行い林業労働力の確保、充実を図る。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

町は、森林経営の受委託の受け皿となる林業事業体の育成に努めるとともに、森林所有者等に対し境界立会の際の働きかけ、森林情報の提供などの普及啓発活動、地域協議会の開催等を行う。

また、県等との森林情報の共有化を図り森林境界の明確化の促進を図る。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

当町では、平成3年より加茂市と連携して広域基幹林道今滝冬鳥越線を開設したほか、既設の林道の改良・舗装に取り組んでいる。しかしながら、近年の車輪大型化、高性能機械の利用等に対応した道路幅の確保、通行の安全等を図るため、既設の林道の改良整備を促進していかなければならない。

森林作業道については森林整備を積極的に促進するために不可欠であり、今後林内路網の計画的な整備を推進する。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

低コストで効率的な木材生産を実現するためには、作業効率の高い高性能林業機械の導入等によるコストの低減が必要となってくる。このため、林内路網整備状況、地形及び樹種等に適応した高性能林業機械を導入することにより、効率的なシステムの整備・普及及び定着を推進する。

しかしながら、当町においては林業就労者の減少及び高齢化が進んでおり、作業量の確保や資金等の面から高性能林業機械の導入は難しいものとなっている。については、将来的に森林組合を中心として高性能林業機械を導入できるよう、関係機関等と共に研究に努める。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に係ること。

現状では主伐期を迎える森林が多くなりつつあるが、当町では林業就労者の減少及び高齢化や採算性等の問題から造林・間伐・保育が遅れている状況にある。従来の裸苗やポット苗に替えてコンテナ苗を活用することにより育苗から植栽、保育面での労力の軽減・省力化や作業の合理化が図られ、全体として低コスト化が期待できるため、コンテナ苗の活用推進に努める。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者にとっては採算性の向上により森林施業の負担を可能とするものであるから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築を進め、間伐材の利用の推進に努める。

- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

搬出された間伐材が適切に利用できるよう間伐材の安定供給体制の構築を図り、長期的な木材需給に係る協定の締結を推進する。

7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

年間を通じた事業量の安定確保に努め経営の基盤強化を図りながら、若手労働者の新規参入を積極的に進めていく必要がある。林業を魅力のある産業とするために、保険制度の充実、安全対策の推進など就労条件の改善、また休暇制度の見直しをはじめとした福利厚生面での環境整備を推進し、高い技術力をもった若年労働力の確保に努める。

- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

効率的で安定した林業経営が可能な林業事業体を育成するため、年間を通じた事業量の確保を図ることが必要であるとともに林業の多角化、事業体の協業化、生産性の向上による林業事業体の体质強化を図る。また、森林組合にあっては森林所有者

から森林整備を受託するのみでなく、森林所有者に対して長期的な森林施業プランについて立案・提示し事業拡大を図るよう働きかける。